改正個人情報保護法が施行

第3回 カメラ利活用に関しての有識者会議

個人情報保護委員会（丹野美絵子委員長、以下PPC）は、今年1月から犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会が開催され、4月14日には第3回の検討会が行われた。

検討会の目的は以下、【顔識別機能付きカメラの高性能化及び低価格化に伴い、事業者が容易に、犯罪予防や安全確保のために、顔識別機能付きカメラを利用することが可能となっている。顔識別システムは、カメラ画角内に特定の人物が存在しているか瞬時に自動で把握できることから、犯罪予防の観点からは有効なシステムである。他方、遠隔で個人を識別することが可能であるという技術的特性上、その運用次第では、受忍限度を超える個人のプライバシー侵害等を生じさせるリスクをはらむ。このような犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用については、我が国においては未だ社会的なコンセンサスが形成されておらず、また海外においても、適切な利用の在り方が模索されている状況にある。

当委員会としては、これまでも、顔識別機能付きカメラ利用に係る一定の考え方を示しているところではあるが、上記のような内外の動向も踏まえ、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について、包括的に整理を行うこととする】

その検討事項

【○顔識別システムの利用が有効かつ必要であると考えられる場面
○個人情報保護法に基づいて求められる対応
○事業者の自主的取組として推奨される対応
○その他推奨される取組（認定個人情報保護団体制度の活用等）】

また3年ごとの見直し規定により、2022年4月1日に改正個人情報保護法が改正された。これを踏まえプライバシーポリシーや契約書を見直しが必要である。

改正法のポイント

①本人請求権の拡大＝改正前の個人情報保護法（旧法）では、本人が個人情報取扱事業者の保有個人データの利用停止や消去を請求できるのは、目的外利用されたときと不正の手段で取得されたときに限られ、また第三者提供の停止を請求できるのは、本人の同意なく第三者提供がなされたときに限られていた。

改正法では上記に加え、不適正な利用がなされたときも利用停止等が請求できることとなった。

また、保有個人データを利用する必要がなくなったときや、保有個人データの漏えい等が生じたとき、その他保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるときにも、利用停止等又は第三者提供の停止の請求ができるようにもなった。

ただし、利用停止等や第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益の保護のための代替措置が取られている場合はこの限りではないとして、個人情報取扱事業者の負担を軽減している。

また、改正法では本人の個人情報取扱事業者に対する個人情報の第三者提供の記録（公益等が害されるものとして政令で定めるものを除く）の開示請求権が新設されました。

②事業者の責務の追加＝改正法では個人情報取扱事業者に対し、個人データの漏えい等が発生した場合の報告義務及び本人に対する通知義務が新設された。ただし、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けた場合は、委託元に通知すれば足りることとされた。

なお、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益の保護のための代替措置が取られている場合はこの限りではないとして、個人情報取扱事業者の負担が軽減されている。

また、改正法では個人情報取扱事業者の個人情報の不適正な利用の禁止義務が明文化された。不適正な利用とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用を指す。

③事業者の自主的な取り組みの推進＝旧法においても、本人や関係者からの個人情報取扱いに関する苦情の処理等の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を自主的に行う民間団体を「認定個人情報保護団体」として認定する制度があった。

旧法では、認定個人情報保護団体の業務は個人情報取扱事業者のすべての分野（部門）を対象とする必要があったが、改正法では特定の分野（部門）だけを対象にできるようになり事業者の自主的な個人情報保護への取り組みを推進している。

④データ利活用の促進

●仮名加工情報＝旧法では、個人を特定できないように個人情報を加工した場合でも、加工前の情報と同等に厳格な規制の対象となっていたが、改正法では、個人の特定ができないように個人情報を加工した場合は（仮名加工情報）、仮名加工情報取扱事業者の内部分析目的の利用に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和した。

●提供先で個人データとなる情報の第三者提供＝提供元では個人データに該当しないものの、提供先において他の情報と照合することにより、容易に個人を特定することができる情報（個人関連情報）があるが、改正法では個人関連情報を第三者提供する場合、提供元が提供先に対して本人の同意を得ていること等を確認する義務を新設した。

⑤ペナルティの強化＝改正法において、措置命令違反、報告義務違反、個人情報データベース等の不正流用をした個人及び法人に対する罰則が重くなった。措置命令に違反した個人に対しては、「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に、報告義務違反に対しては「30万円以下の罰金」から「50万円以下の罰金」に強化された。

また、法人に対する罰金刑は旧法では個人と同じでしたが、改正法では措置命令違反と個人情報データベース等の不正流用については「1億円以下」に引き上げられた。

⑥域外適用等の拡充＝旧法でも一部の条項が外国の事業者に適用されていたが、外国の事業者は報告徴収命令および立入検査などの対象ではなかった。改正法では、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を報告徴収・命令の対象とし、罰則も適用されることになった。

4月14日開催された第3回の検討会では、資料として万防機構（渋谷PJ、緊急通報）と工業会JEASの（保護指針、2つの冊子、推奨顔認証システム、科学保安）がアップされた（写真）。

工業会JEASの稲本義範会長は「各社に於かれましては、個人情報保護法の遵守、さらには、生活者のご理解が得られるよう、単に性能面の広告だけでなく、具体的な冊子を用いての個人情報保護遵守に加えて、認定個人情報保護団体の対象事業者になる。推奨顔認証システム制度に参画する。科学保安研修を受講する。などのカメラの工業会が行う安全対策活動への参画が必要になってきていると思われます。詳しくは工業会JEASに問い合わせてください」とコメントした。